

※予算額に達したため、申請期間等の変更あり (R8.1.20 通知済)

## 令和7年度血圧計導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、購入費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

### 記

1. 申請期間 令和7年6月2日(月) ~ 令和8年3月2日(月) **令和8年1月30日(金)**  
(土日祝日及び休館日は除く)  
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
2. 助成対象
  - ・ ~~新たに導入した機器で、令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)~~  
令和8年1月30日(金)までに導入及び支払いが完了したもの。
  - ・ 全ト協認定機器 (別紙対象機器一覧参照) に限る。
  - ・ 中小企業者(資本金又は出資総額3億円以下、又は常時使用する従業員が300人以下)を対象とする。
3. 導入方法 買取り、割賦 (リース不可) により県内事業所に新たに導入したもの  
※中古品及びリース導入は対象外
4. 助成金額 血圧計1台につき取得価格 (税抜) の1/2 (上限5万円) の額 (千円未満切捨) とする。  
※取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。  
※機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。  
※国や他の団体等から補助金が交付された場合は、助成対象外とする。
5. 助成枠 30,000千円 (全ト協のみ)
6. 申請要領 別紙「令和7年度血圧計導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請する。
  - ①請求書 (写)
  - ②領収証等 (写)※割賦の場合は①②に換えて契約書 (写)  
③上記①②の書類で機器の取得価額が不明な場合 (自動点呼機器等の導入費用に含まれている等) は、機器の取得価格が分かる書類 (写)  
④直近の事業報告書 (写)  
※原則、交付申請書は購入日から3ヶ月以内又は令和8年3月2日**令和8年1月30日**までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証等を申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。

[問合せ先] (一社) 栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929